

衣浦東部広域連合消防活動用空地等設置指導基準

(趣旨)

第1条 この基準は、中高層建築物の災害に対し、はしご自動車は建築物に容易に接近でき、迅速かつ有効な消防活動を行うことができるようにするため、はしご自動車専用の空地（以下「消防活動用空地」という。）及びはしご自動車の進入路（以下「進入路」という。）の設置指導に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防活動用空地等 消防活動用空地及び進入路をいう。
- (2) 取付道路 消防活動用空地又は進入路に接した車道及び歩道をいう。
- (3) 非常用進入口 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の6に規定する非常用の進入口及び同条第2号に規定する非常用の進入口に代わる開口部をいう。
- (4) 非常用進入口等 非常用進入口若しくは消防隊が有効に進入することができる構造を有するバルコニーをいう。

(消防活動用空地等の設置対象物)

第3条 消防活動用空地等は、4階以上（地階を除く。）の消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一に掲げる防火対象物に設置するものとする。ただし、消防署長が計画建築物の位置、構造又は周囲の状況から判断して、この基準によらなくともこの基準と同等以上の安全性が確保されると認められるときは、この限りでない。

(進入路)

第4条 進入路については、次の各号に適合するものとする。

- (1) 進入路の有効幅員は、取付道路の幅員に応じて別表第1に掲げる数値以上の幅員を確保すること。この場合において、はしご自動車の回転を容易にするために隅切りを設け、切取線と取付道路とのなす角度が等しく、かつ、切取線の長さが2メートル以上のものにあつては、別表第1の進入路の幅員から1メートルを差し引いた数値以上とすることができる。
- (2) 進入路が前号の幅員を確保できない場合は、別表第1「車両軌跡図」及び別表第2に掲げる「はしご自動車の諸元」により、進入に必要な幅員を算定し、当該幅員を確保すること。

- (3) 進入路の縦断勾配は、10パーセント以下とすること。
- (4) 進入路は、総重量22トンのはしご自動車が走行するのに十分な強度を有すること。
- (5) 進入路は、地盤面から高さ4メートルまでに架線及びアーチ等、はしご自動車の走行に支障となる物件がないこと。

(消防活動用空地)

第5条 消防活動用空地については、次の各号に適合するものとする。

- (1) 消防活動用空地の設置は、非常用進入口等の下方地盤に設置すること。
- (2) 消防活動用空地は、原則として幅6メートル以上、長さ12メートル以上とし、別図第1に示す「消防活動用空地の設置基本図」に基づき設置すること。また、建築物との間隔は、別図第3に示す「作業範囲図」に基づき確保すること。
- (3) 消防活動用空地の設置間隔は、40メートル以下とすること。
- (4) 消防活動用空地を取付道路に接して設置する場合は、別図第2に基づきはしご自動車が進入可能な隅切りを設けること。
- (5) 消防活動用空地の縦・横断勾配は、8パーセント以下とすること。
- (6) 消防活動用空地の路面構造は、総重量22トンのはしご自動車が走行するのに十分な強度であり、かつ、最大ジャッキ荷重(1.005ニュートン毎平方ミリメートル)に耐えるものとする。
- (7) 消防活動用空地の地下には、ガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。
- (8) 消防活動用空地と建築物との間及び周辺の上空には、はしご自動車の梯子伸てい及び旋回に支障となる架線、工作物等を設置しないこと。
- (9) 消防活動用空地の標識及び標示については、次によること。
 - ア 標識は、別図第4に示す「消防活動用空地の規制標識」に基づき設置すること。
 - イ 標示は、別図第5に示す「消防活動用空地の規制標示」に基づき標示すること。ただし、消防活動用空地が他の用途と区別できるものであれば他の表示方法でよいものとする。

(消防活動用空地等の実地確認等)

第6条 消防活動用空地等の工事が完了したときは、原則として消防活動用空地等にはしご自動車を乗り入れ、着てい等の実地確認を実施するものとする。この場合、規制標識及び規制標示の設置についても併せて確認するものとする。

(消防活動用空地等の維持管理)

第7条 消防活動用空地等の設置者は、消防活動用空地等が常に良好な状態で保守管理されるために、定期的な点検を行うものとし、当該基準に適合しなくなっていると認める場合は、是正措置を指示し、その機能を確保させるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成27年9月1日から施行する。

(衣浦東部広域連合消防局消防活動用空地等の設置指導基準の廃止)

2 衣浦東部広域連合消防局消防活動用空地等の設置指導基準（平成15年4月1日施行）は廃止する。

(経過措置)

3 この基準の施行の日の前日までに、衣浦東部広域連合消防局消防活動用空地等の設置指導基準の規定によりなされた受付に係る審査及び事前協議については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

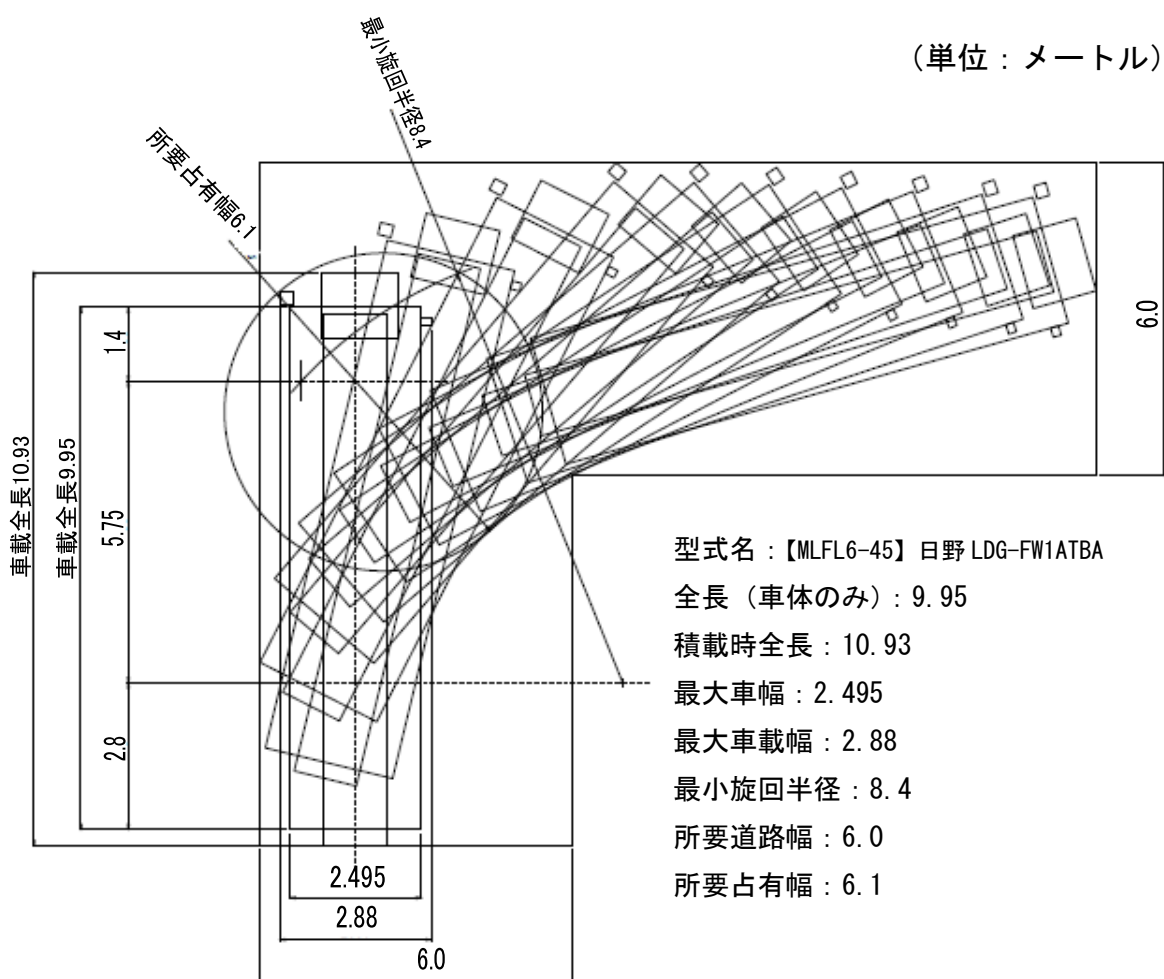
進入路の有効幅員

取付道路の幅員（単位：メートル）	進入路の幅員（単位：メートル）
4.0以上4.5未満	9.5以上
4.5以上5.0未満	9.0以上
5.0以上6.0未満	8.5以上
6.0以上7.0未満	8.0以上
7.0以上8.0未満	7.0以上
8.0以上9.0未満	6.5以上
9.0以上	6.0以上

※ はしご自動車の回転を容易にするために隅切りを設け、切取線と取付道路とのなす角度が等しく、かつ、切取線の長さが2メートル以上のものにあつては、進入路の幅員から1メートルを差し引いた数値以上とすることができる。

※ はしご自動車の諸元により、進入に必要な幅員が確保できる場合はこの限りでない。

車両軌跡図

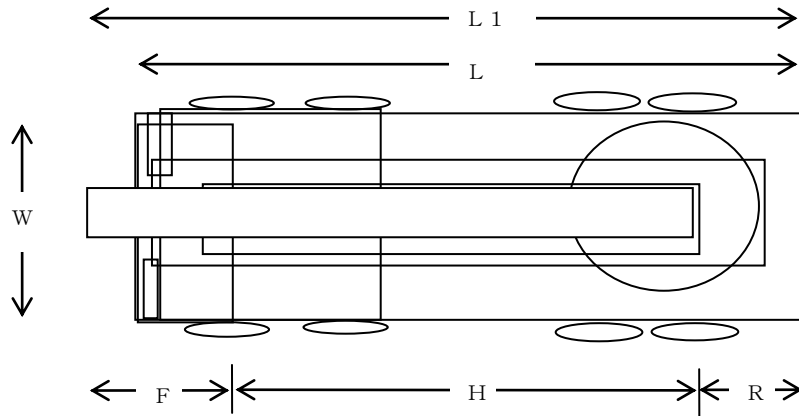


別表第2（第4条関係）

はしご自動車の諸元（45メートル級）

（単位：メートル）

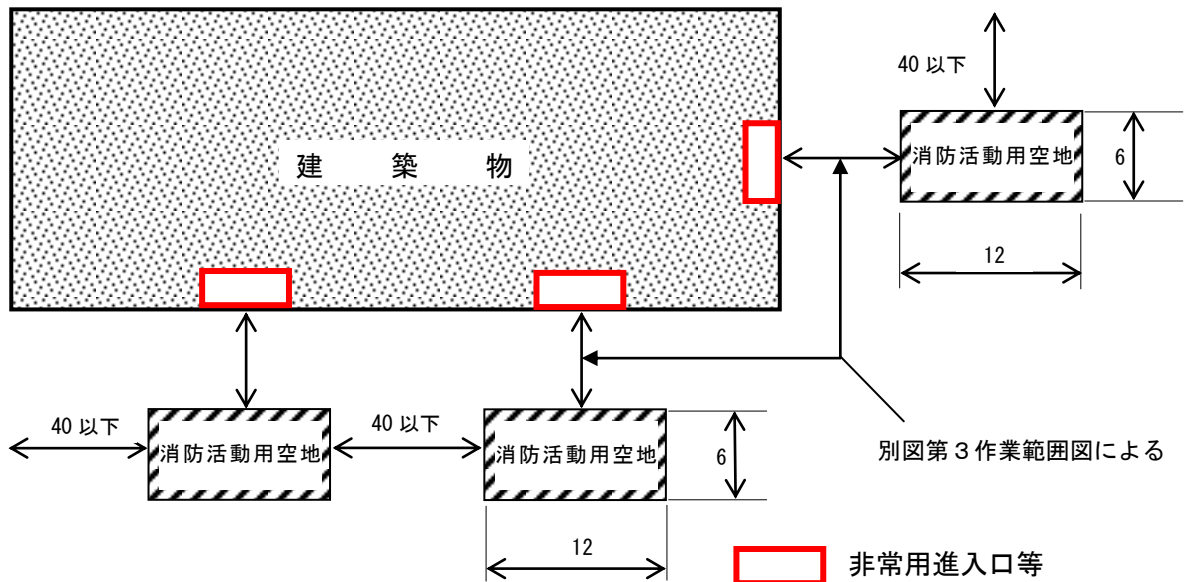
全長	L	9.95
積載時全長	L1	10.93
最大車幅	W	2.495
ホイールベース	H	6.35
フロントオーバーハング	F	2.88
リアオーバーハング	R	2.50
車高	—	3.60



別図第1（第5条関係）

消防活動用空地の設置基本図

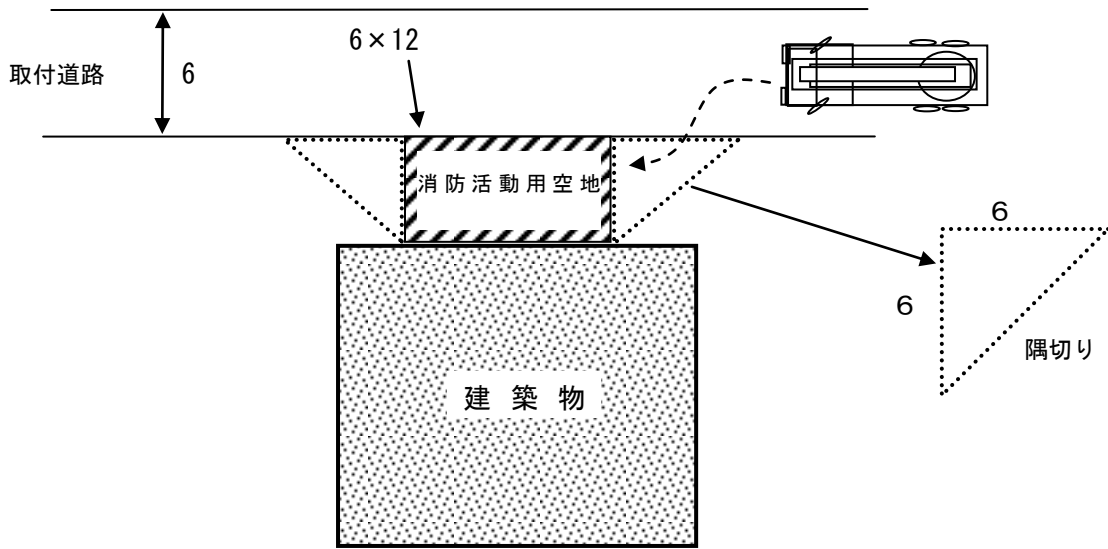
（単位：メートル）



別図第2 (第5条関係)

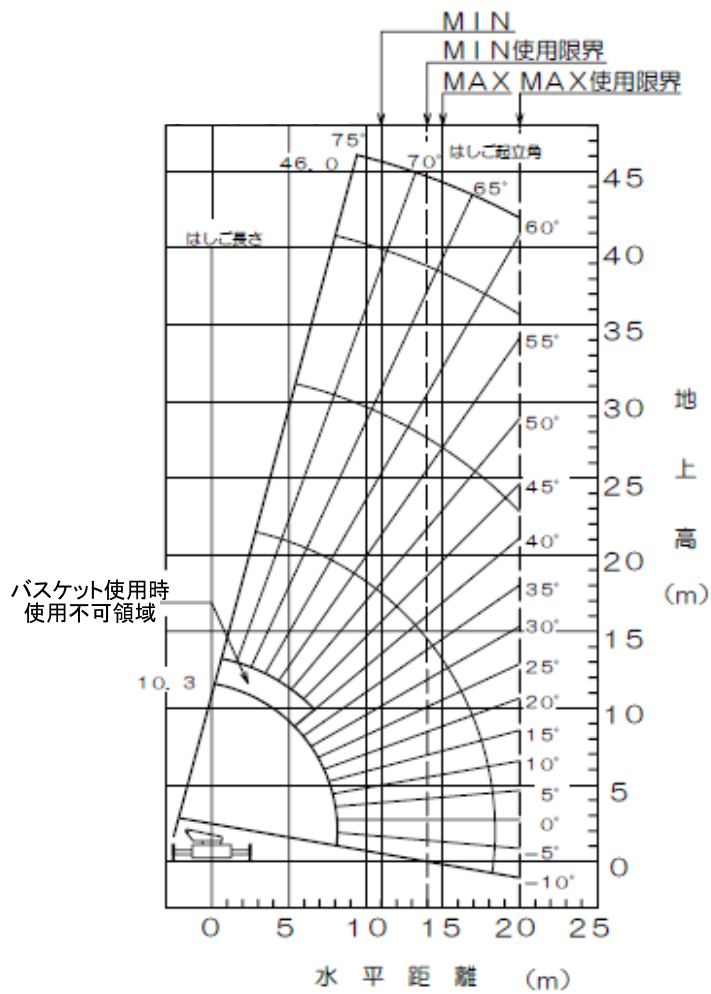
取付道路に接して設置する場合の隅切り設置図

(単位:メートル)

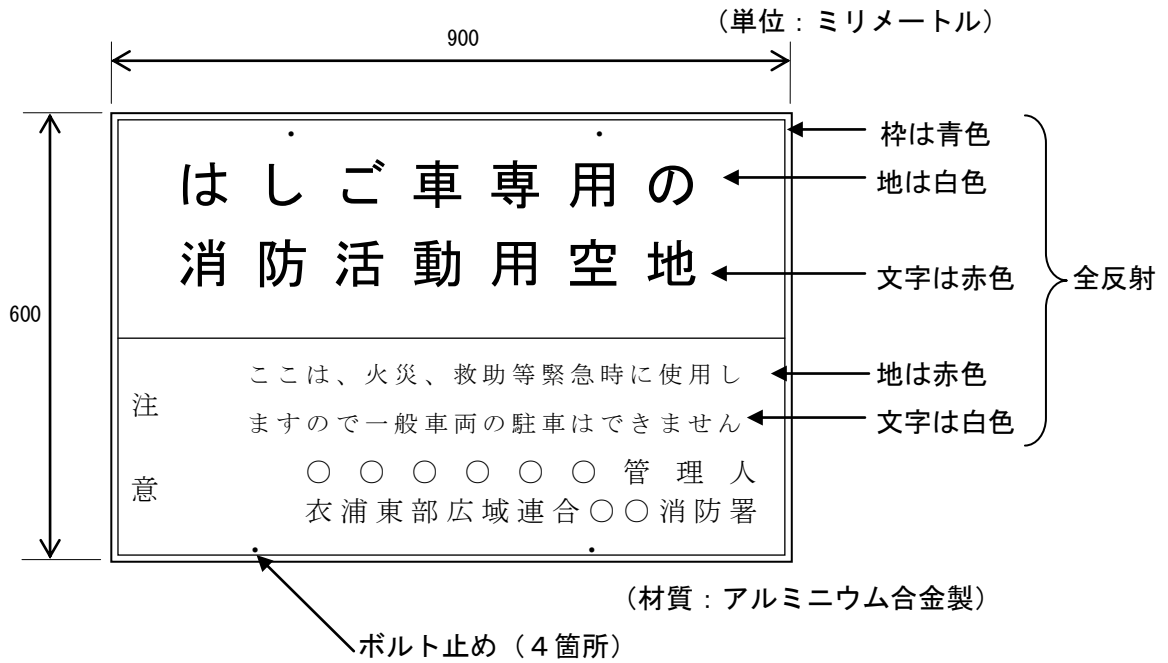


別図第3 (第5条関係)

作業範囲図 (45メートル級)



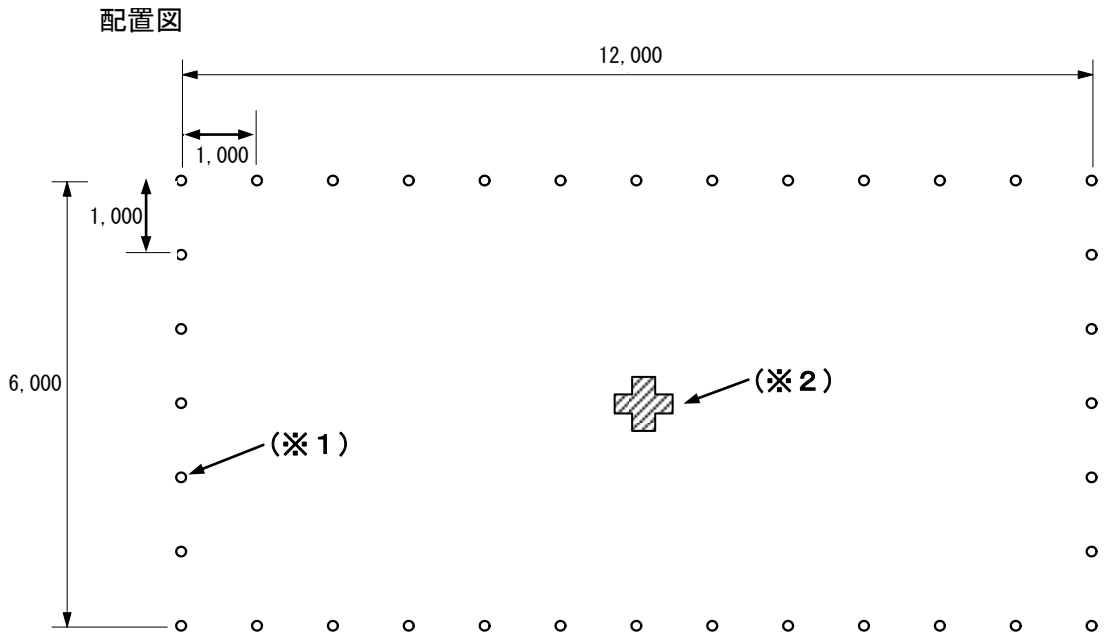
別図第4 (第5条関係)
消防活動用空地の規制標識



別図第5（第5条関係）
消防活動用空地の規制標示

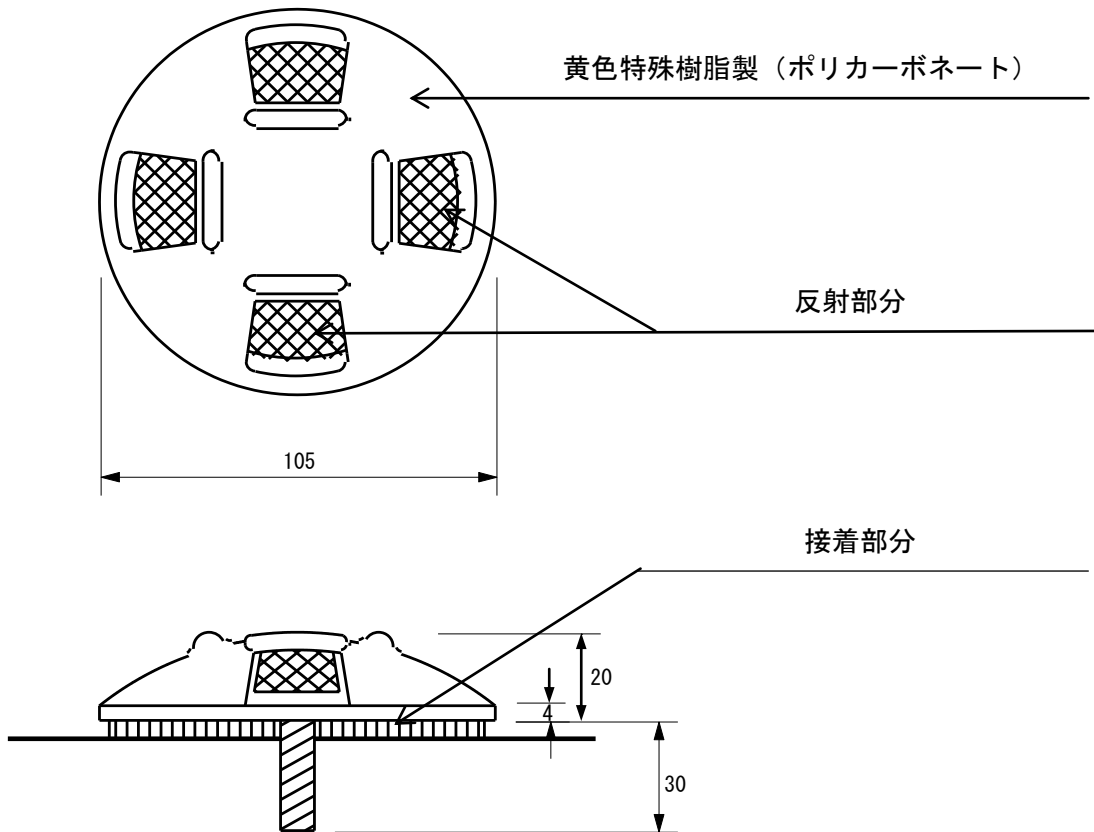
その1

（単位：ミリメートル）



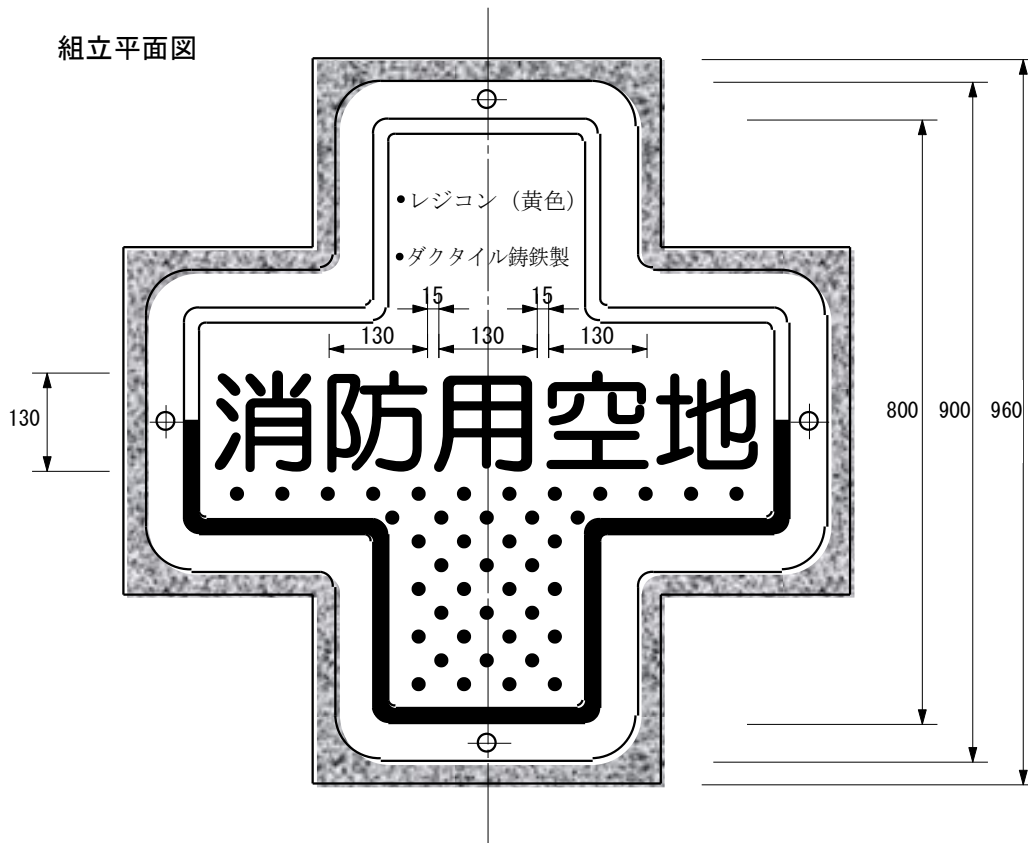
規制標示詳細図（※1）

構造図

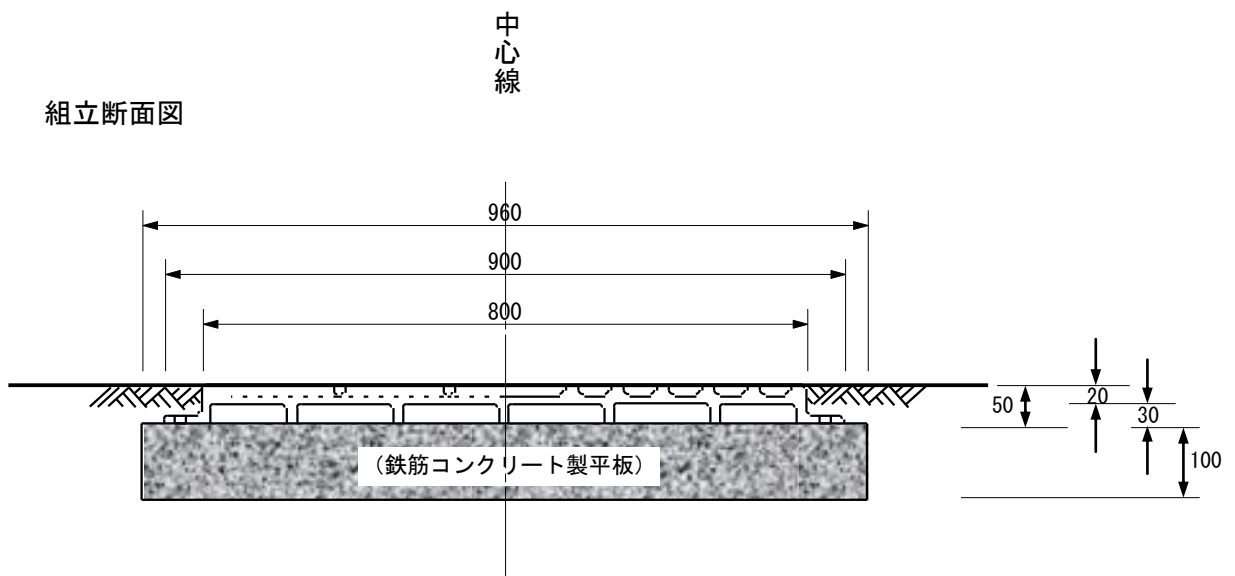


制標示詳細図 (※2)

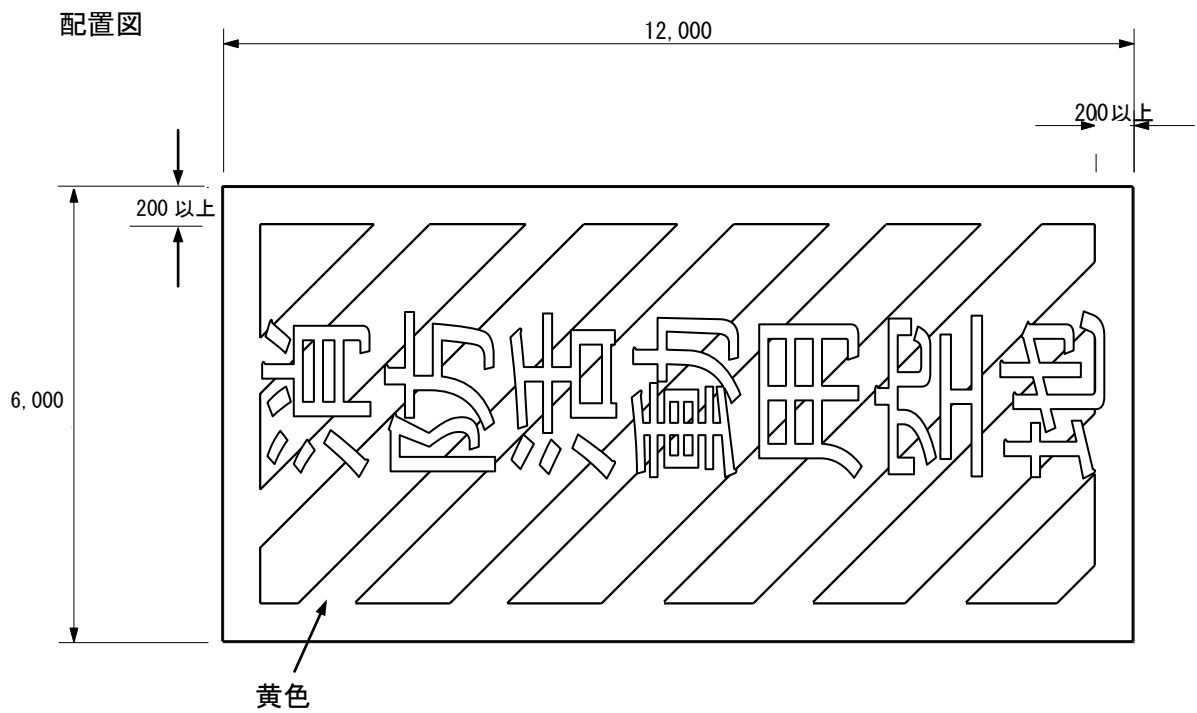
組立平面図



組立断面図



その2



※ 他の用途と区別できるものであれば他の表示方法でよいものとする。